障害者福祉サービス事業者実地指導 主な指摘事項 〔計画相談支援・地域移行支援・地域定着支援・障害児相談支援〕

1. 運営に関する基準

項目	事業所の状況	指導内容
運営規程	運営規程に規定されている従業員の員数が、実態と異なっていた。	従業者の員数について、実態と齟齬が 生じないように規定してください。 ※従業者の「員数」は日々変わりうるも のであるため、基準を満たす範囲におい て、「〇人以上」と記載することも差し 支えありません。
重要事項説明書	重要事項説明書につい て、記載すべき項目に不 備があった。	基準省令の解釈通知で例示されている 項目(運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制 等)については必ず記載してください。
サービス等利用計画	①作成又は変更時にアセ スメントを実施したこと が確認できなかった。	①計画の作成に当たっては、利用者の状況の把握・分析を通じ、解決すべき問題状況を明らかにする必要があります。実施した際には、実施日、内容等を記録してください。 また、計画を更新又は変更する際もアセスメントを実施し、記録を残してください。
	②アセスメントが利用者 の居宅で実施されたか確 認できなかった。	②アセスメントやモニタリングについては、原則として利用者の居宅等に訪問して実施し、その旨を記録してください。
	③サービス担当者会議に 出席できない事業者から 計画案に対する意見を聴 取していなかった。	③サービス担当者会議に出席できない事業者からも計画案に対する意見を求め、記録してください。
	④作成したサービス等利 用計画をサービス事業者 に交付していなかった。	④作成したサービス等利用計画はすべて のサービス事業者に交付してください。
	⑤モニタリングを実施し ていなかった。	⑤モニタリングは利用者と面接し、目標 の達成度を評価し、記録してください。

サービスの提供の	サービスの提供の記録	サービスを提供した際は、サービスの
記録	が作成されていなかっ	提供日、内容その他必要な事項をサービ
(地域移行・定着)	た。	スの提供の都度記録し、利用者の確認を
		受けてください。
計画相談支援給付	利用者に対し、計画相	法定代理受領により計画相談支援給付
費の額の通知	談支援給付費の額を通知	費の支給を受けた際は、利用者へ通知し
	していなかった。	てください。
勤務体制の確保	ハラスメント防止のた	ハラスメント防止のための方針の明確
	めの必要な措置が講じら	化及び相談体制の整備等必要な措置を講
	れていなかった。	じてください。
虐待の防止	①虐待防止委員会が開催	①虐待防止委員会は定期的に開催してく
	されていなかった。	ださい。
	②虐待の防止のための研	②虐待の防止のための研修を定期的(年
	修を実施していなかっ	1回以上及び新規採用時)に実施してく
	た。	ださい。
	③虐待防止のための担当	③虐待防止のための担当者を配置してく
	者を配置していない。	ださい。

2. 報酬に関する事項

項目	事業所の状況	指導内容
医療・保育・教育	関係機関の職員と面談	関係機関の職員と面談を行い、情報の
機関等連携加算	及び情報提供を受けた内	提供を受けた場合には、相手や面談日時
	容の記録がなかった。	その内容の要旨及びサービス等利用計画
		に反映されるべき内容に関する記録を作
		成してください。
サービス提供時モ	算定に必要な記録が不	サービス提供時のモニタリングの実施
ニタリング加算	十分だった。	に当たっては、次のような事項を確認
		し、記録してください。
		①事業所等におけるサービスの提供状況
		②サービス提供時の利用者、障害児等の
		状況
		③その他必要な事項